

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第六十四条第二項」を「第七十条第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同表環境管理事務所長の項第一号事務の種類の欄中「及び大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号。以下この項において「施行規則」という。）」を削り、同号委任事務の欄32から35までを削り、同号専決事項の欄中20を21とし、13から19までを14から20までとし、12の次に次のように加える。

13 法第十八条の十五第六項の規定に基づき、同条第一項又は第四項の規定による調査の結果の報告を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第二号事務の種類の欄中「及び水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）」を削り、同号委任事務の欄16を削り、同項第十五号事務の種類の欄中「及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）」を削り、同号委任事務の欄9を削り、同表秩父環境管理事務所長の項事務の種類の欄中「及び自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）」を削り、同項委任事務の欄8を削り、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中35を37とし、21から34までを23から36までとし、20の次に次のように加える。

21 法第五十五条の八第一項の規定に基づき、被保護者健康管理支援事業を実施すること。

22 法第五十五条の八第二項の規定に基づき、市町村長等に対し、健康増進事業の実施に関する情報等の提供を求めること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第六号委任事務の欄5中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に改め、同欄6中「附則第七条第六項」を「附

則第八条第六項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同欄9中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同欄10中「附則第七条第七項」を「附則第八条第七項」に、「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同号専決事項の欄2中「附則第七条第九項」を「附則第八条第九項」に、「附則第八条第三項」を「附則第九条第三項」に改め、同表保健所長の項第十号委任事務の欄14から17までを削り、同号専決事項の欄4中「若しくはふぐ提供施設」を削り、同項第二十九号委任事務の欄3中「第五十六条第八項」を「第五十六条第四項」に改め、同欄4中「第五十六条第九項」を「第五十六条第五項」に改め、同表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄1中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄26中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同欄27中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に改め、同欄28中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改め、同欄29中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に改め、同欄30中「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同欄35中「第四十七条の四」を「第四十七条の十四」に改め、同欄36中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同欄37中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の十六第一項」に改め、同欄38中「第四十七条の六第三項」を「第四十七条の十六第三項」に改め、同欄39中「第四十七条の六第四項」を「第四十七条の十六第四項」に改め、同欄40中「第四十七条の六第五項」を「第四十七条の十六第五項」に改め、同欄41中「第四十七条の七第二項」を「第四十七条の十七第二項」に改め、同欄42中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同欄43中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同欄80中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同欄81中「第四十八条の四十六第二項」を「第四十八条の六十第二項」に改め、同欄82中「第四十八条の四十六第三項」を「第四十八条の六十第三項」に改め、同欄83中「第四十八条の四十六第四項」を「第四十八条の六十第四項」に改め、同欄84中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同欄85中「第四十八条の四十八第二項」を「第四十八条の六十二第二項」に改め、同欄86中「第四十八条の四十八第三項」を「第四十八条の六十二第三項」に改め、同欄87中「第四十八条の四十八第四項」を「第四十八条の六十二第四項」に改め、同欄88中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改め、同項第二十三

号委任事務の欄中18を19とし、10から17までを11から18までとし、9の次に次のように加える。

10 条例第十四条の二第四項の規定に基づき、点検の結果の報告を受理すること。
別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第一号委任事務の欄27中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同項第九号委任事務の欄に次のように加える。
4 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽の設置に関する計画について、市町村からの協議を受け、同意すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十五号委任事務の欄1中「第三項」を「第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。